

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホームヴェルデの森
入所契約書

(利用者氏名 :)

令和 年 月 日



社会福祉法人清風会

**指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホームヴェルデの森
入所契約書**

利用申込者

身元引受人

事業者名称 特別養護老人ホームヴェルデの森

施設所在地 〒227-0031 神奈川県横浜市青葉区寺家町 548-2

利用開始年月日 令和 年 月 日

社会福祉法人清風会（以下「事業者」という）と利用者_____様
（以下「契約者」という）及び身元引受人（連帯保証人：以下省略）は、事業者が
運営する介護老人福祉施設（以下「本施設」という）に入所し、施設のサービス
利用に関して次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

（目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、本施設において、
契約者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことがで
きるよう、施設サービスを提供する。
- 2 事業者は、施設サービスの提供にあたっては、契約者の要介護状態区分及び
契約者証に記載された認定審査会意見に従うものとする。

（契約期間）

- 第2条 契約期間は、令和 年 月 日から第14条から16条に基づ
く契約の終了があるまでに、本契約に定めるところに従い事業者が提供する施
設サービスを利用できるものとする。

（運営規定の概要）

- 第3条 事業者の運営規定の概要（事業の目的・職員の体制・サービスの内容等）、

従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりとする。

(施設サービス計画の作成・変更)

第4条 事業者は、本施設の介護支援専門員に、契約者のための施設サービス計画を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務に対して誠意を持って遂行するよう責任を持って指導するものとする。

2 担当介護支援専門員は、契約者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、契約者が人間的で自立した日常生活を営むことができるよう、本施設の他の従業者と協議の上、施設サービス計画案を作成し、それを契約者及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとするものとする。

3 施設サービス計画には、本施設で提供するサービスの目標、その達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載するものとする。

4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する施設サービスの目的に従い、施設サービス計画の変更を行うものとする。

一 契約者の心身の状況などの変化により、当該施設サービス計画を変更する必要がある場合。

二 契約者が施設サービス計画の変更を希望する場合。

5 事業者は、前項に定める施設サービス計画の変更を行う際には、契約者及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとする。

(施設サービスの内容及びその提供)

第5条 事業者は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、契約者に対し施設サービスを提供する。各種サービス内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりとする。

2 事業者は、契約者の施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結日から5年間保存しなければならない。

3 契約者及びその後見人、家族又は身元引受人は、必要がある場合、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができる。ただし、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととする。

(身体的拘束その他の行動制限)

第6条 事業者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き契約者に対し、隔離・身体的拘束・薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限しないこととする。

- 2 事業者が契約者に対し、隔離・身体的拘束・薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限する場合は、契約者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分な説明を行う。また、この場合事業者は、事前又は事後速やかに契約者の後見人又は契約者の家族（契約者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対し、契約者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分な説明を行うこととする。
- 3 事業者が契約者に対し、隔離・身体的拘束・薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限した場合には、前条第3項の施設サービスの提供に関する書類に次の事項を記載するものとする。
 - 一 契約者に対する行動制限を決定した者の氏名・行動制限の根拠・内容・見込まれる期間及び実施された期間。
 - 二 前項に基づく契約者に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要。
 - 三 前項に基づく契約者の後見人又は契約者の家族（契約者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要。

（契約者の施設利用上の注意及び義務など）

第7条 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとする。
- 3 契約者は、本施設及び設備について、故意又は重大な過失により滅失・破損汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- 4 契約者の心身状況等により、特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

（協力義務）

第8条 契約者は、事業者が契約者のため施設サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければならない。

(苦情対応)

第9条 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した施設サービスについて契約者及びその後見人、家族又は契約者の身元引受人から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとする。

(金銭の管理)

第10条 契約者は、事業者に対し事業者が別に定める預り金規定に従い、日常的な生活費用に関する金銭出納管理を委託することができるものとする。

- 2 契約者が、前項の委託を行う場合には、事業者は契約者及びその後見人、契約者の家族又は契約者の身元引受人に対して「預かり金管理に関する委任状」をもって委任するものとする。

(医療体制)

第11条 事業者は、配置の医師及び看護職員に常に契約者の健康状態に注意させ、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるように誠意を持って指導するものとする。

- 2 事業者は、契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに別紙重要事項説明書に記載する協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じるものとする。

(サービス利用料金の支払い)

第12条 事業者が、提供する施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりとする。

- 2 契約者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月毎に算定された利用者負担額を事業者に支払うものとする。
- 3 事業者は、提供する施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、契約者の同意を得るものとする。
- 4 事業者は、当月利用料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに契約者に通知を行うものとする。
- 5 契約者は、当月利用料金の合計額を翌月末日までに支払うものとする。
- 6 事業者は、施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに契約者に対し文書により通知し、変更の申し出を行うものとする。
- 7 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わすものとする。

(秘密保持)

第13条 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た契約者及びその後見人、家族又は身元引受人の秘密を洩らさないものとする。

- 2 事業者は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、契約者及びその後見人、家族又は身元引受人に関する情報を提供する場合には、契約者及びその後見人、家族又は身元引受人に使用目的を説明し、文書により事前に同意を得るものとする。

(契約者の解除権)

第14条 契約者は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

(事業者の解除権)

第15条 事業者は、契約者が次の各号に該当する場合は、30日間以上の予告期間を持って、本契約を解除することができるものとする。

- 一 契約者が、正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3カ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払われない場合。
- 二 契約者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合。
- 三 契約者が、重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合。
- 四 契約者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合。

(契約の終了)

第16条 次に掲げる事由が発生した場合は、本契約を終了するものとする。

- 一 契約者が、医療施設に入院した場合で、明らかに入院後3カ月以内に退院できる見込みがないとき、又は入院後3カ月を経過しても退院ができないことが明らかの場合。
- 二 契約者が、要介護認定の更新で非該当又は要支援と認定された場合。
- 三 第14条に基づき、契約者が契約を解除した場合。
- 四 第15条に基づき、事業所が契約を解除した場合。
- 五 契約者が、死亡した場合。
- 六 要介護認定更新の際、要介護1及び2になり且つ特定要件に該当しない場合。
- 七 やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。

(契約終了後の退所と清算)

第17条 契約者は、本契約終了後、直ちに本施設を退所するものとする。

- 2 本契約が終了する場合において、契約者は、全てに実施されたサービスに対する利用料金の支払い義務及び第7条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとする。
- 3 契約者は、契約終了日以降において居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとする。
- 4 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について事業者が全てに受領している利用料があるときは、事業者は契約者に対し相当額を返還するものとする。
- 5 本契約の終了により、契約者が本施設を退所することになったときは、事業者は予め契約者の受け入れ先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業所・保健機関・医療機関・福祉サービス機関等と連携し、契約者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

(入院期間中の取扱い)

第18条 事業者は、契約者が医療施設へ入院する必要がある場合、入院後3カ月以内に退院することが見込まれる場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、契約者が退院後に本施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

- 2 前項の場合において、契約者の入院中の本施設の費用については、別紙重要事項説明書に記載した額とし、契約者はその費用の額を基に月毎に算定された利用者負担金を事業者を支払うものとする。
- 3 契約者が、入院している間、契約者が本施設で使用しているベッドを事業者が、他の利用者のため短期入所生活介護（ショートステイ）の居室等に活用することに、契約者が文書にて同意した場合は、契約者は前項の利用者負担金を支払う必要はないものとする。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第19条 事業者は、施設サービス提供にあたって万が一事故が発生した場合には、速やかに横浜市及び関係各機関並びに契約者の後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項において、事故により契約者に損害が発生した場合は、事業者は速やか

に契約者の損害を賠償するものとする。但し、事業者に、故意・過失がない場合はこの限りではない。

- 3 前項において、当該事故発生につき契約者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができるものとする。
- 4 事業者は、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を負わないものとする。
 - 一 契約者が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反した行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

(利用者代理人)

- 第20条 契約者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができるものとする。
- 2 契約者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとする。

(身元引受人：連帯保証人)

- 第21条 契約者は、事業者が提供する施設サービスを受けるにあたり、身元引受人1名を定めるものとする。ただし、社会通念上、身元引受人を立てることができない相当の理由であって、事業者がそれを認められる場合は、その限りではない。
- 2 身元引受人は、この契約に関する契約者の事業者に対する責務等について、契約者と連帯して、又は契約者にかわって責任を負うとともに、次に定める事項についても同様の責任を負うものとする。
 - 一 契約者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力し、入院申し込みの手続きや入院費等の医療費の支払い。
 - 二 契約終了の場合、事業者と連携して契約者の状態に見合った適切な受入先の確保に努める。
 - 三 契約者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置を行

う。

四 前各号のほか、契約者の身上に関する必要な事項。

- 3 身元引受人を定めるにあたっては、契約者と身元引受人は住居及び生計が別であること、加えて未成年でない者を定めることとする。
- 4 第2項の連帯保証債務により、身元引受人が負う保証債務の極度額は、金250万円を限度とする。
- 5 身元引受人から請求があったときは、事業者は、身元引受人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(身元引受人の変更)

第22条 契約者は、身元引受人が死亡、行方不明又は破産の申し立て、和議の申し立て等を受けるなどで、その資格を喪失したときは、その旨を直ちに事業者に通知し、新たに身元引受人を立てるものとする。

(身元引受人のいない場合)

第23条 事業者は、契約者において第22条に規定する身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、身元引受人を立てないことを承認することができるものとする。

- 2 契約者は、前項により身元引受人を立てることができない場合、次に定める事項について、事業者の措置に従う旨の書面を別途取り交わすものとする。
 - 一 本契約に基づく、利用者の施設に対する債務履行の確保に必要な措置。
 - 二 疾病等により医療機関に入院を要する場合の承諾及び医療機関の選定並びに入院等の確保に必要な措置。
 - 三 契約者が、他の施設に転移が必要になった場合の転移先の選択その他転移に必要な措置。
 - 四 契約者が、死亡した場合における葬儀、遺骨の埋葬、遺留金品に関する措置。
 - 五 前項の他、本契約の履行に係わる契約者の身上に関する措置。

(本契約に定めのない事項)

第24条 契約者及び事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとする。

- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し双方が誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、事業者の主たる事務所を管轄する

地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の契約を証するため、本書 3 通作成し、契約者、身元引受人及び事業者が署名押印の上、

契約者、身元引受人及び事業者が 1 通ずつ保有するものとする。

施設利用にあたり入居者の選択が必要な確認事項

1 利用料金に係る確認事項

(1) おやつ代（当施設から提供するおやつ代、120 円/日（税込））

※経管栄養の方は「利用しない」へチェックをお願い致します。

希望する 希望しない

(2) 日用品費（ティッシュ・部屋用タオル・おしぼり代 1650 円/月（税込））

※食事や排泄に要するタオル・おしぼりは無料となります。

希望する 希望しない

(3) 入居者が個人的に使用する電化製品の持ち込み（1 台につき 55 円/日（税込））

持ち込む 持ち込まない

◎持ち込み電化製品名

① _____

② _____

③ _____

④ _____

(4) TVレンタル（110 円/日（税込）） ※（3）の費用含む

希望する 希望しない

2 個人情報に関する確認事項

(1) 施設発行の広報誌や施設内掲示のための入居者様の写真掲載について

掲載してよい 掲載しないでほしい

※これらの内容はいつでも変更が可能です。変更の際は当施設までご連絡をお願いします。

契約締結日 年 月 日

契約申込者 住 所

氏 名 印

身元引受人 住 所

氏 名 印

代理人を選任した場合 住 所

氏 名 印

事業者 住 所 神奈川県横浜市青葉区寺家町 548-2

事業者 社会福祉法人 清風会

特別養護老人ホームヴェルデの森

代表者 施設長 松村 大輔 印